

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 10 月 1 日
担 当 課	固定資産税課

契約業者名・住所	公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会・千葉県千葉市中央区富士見二丁目 2 2 番 2 号
工事等の名称	令和 8 年度不動産鑑定評価（時点修正）業務委託
工事等の場所	松戸市本町 1 番 1 1 外 7 2 6 地点
種 別	不動産鑑定評価(時点修正)の業務委託
工事等期間	令和 8 年 6 月 2 4 日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで
契約金額	8,439,310 円
工事等の概要	課税を行うために必要な令和 8 年 7 月 1 日時点での不動産鑑定評価(時点修正)を行う業務委託
随意契約の理由	令和 8 年度不動産鑑定評価（時点修正）業務委託（以下、「本業務委託」という。）は、不動産鑑定評価（令和 9 年度評価替え）業務委託（以下、「本鑑定業務委託」という。）において、価格調査基準日である令和 8 年 1 月 1 日時点の状況で算定した標準宅地等の鑑定評価額について、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 7 月 1 日までの 6 ヶ月間の地価の変動状況を把握し、地価下落に対応した評価額とするために時点修正率を算定するものである。 公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会（以下、「当該協会」という。）は、令和 7 年度に本業務委託の基となる本鑑定業務委託を請け負っている。 本鑑定業務委託を当該協会と契約した理由としては、地域の状況や地価動向を的確に把握し、県内及び隣接市との価格バランスや接点調整を検討することのできる当該協会が、契約の相手方として最適であると判断したためである。 本業務委託に関しては、本鑑定業務委託において算定した標準宅地等と同一地点の下落状況を把握し、時

	点修正率を算定するものであることから、本鑑定業務委託を請け負っており、市内の地価動向に精通し、同一の視点で鑑定することができる当該協会と契約することが、効率的かつ適当と考える。 このことから、本業務委託に係る契約の相手方として当該協会を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とするもの。
--	--